

笑顔とがんばりの町

広報



おのまち



Public Relations ONOMACHI



八強(ベスト8)賞を受賞!

第13回市町村対抗福島県軟式野球大会で勝ち進み、初のベスト8入りを果たしましたが、台風19号の影響により準々決勝を含む残りの試合すべてが中止となりました。選手の皆さんのご活躍に感謝申し上げます。

2019
11

No.681

記録的な豪雨 台風19号

町内でも被害多数発生



吉野辺字坊内地内



南田原井字三道内地内



飯豊字大竹地内



小野新町字殿町地内



被害状況

10月12日から13日未明にかけて関東・東北地方を中心に、甚大な被害をもたらした台風19号によって、町内でも土砂災害や河川の氾濫など、多数の被害が発生しました。年間降水量の3割から4割の雨が2日間で降るという記録的な豪雨となり、小野新町地区の観測所では、249.5ミリ

の降雨量が観測されました。12日の夜間にかけては、大雨特別警報が発令され、町内各所で土砂崩れや道路の冠水が多数発生しましたが、行政区や消防団などの関係機関が連携し、被害の状況調査を行い、自力避難困難者を避難所に送迎するなどした結果、幸いにも人的被害の発生はありませんでした。

しかし町内では依然として床上・床下浸水などの被害が報告されているほか、地盤が緩んでいる地域も多数あり、今後の気象次第では、まだ予断を許さない状況となっています。町では、床上・床下浸水に遭った住宅などに対して、消

毒作業を行うほか、被災された方に対して、罹災証明書の発行も行っています。今回の台風19号に関しての問い合わせについては、町民生活課までお願いします。台風19号の被害状況については、下記のとおりです。

☎町民生活課
7216933



夏井字川除地内



和名田字松木橋地内



小戸神字宮ノ前地内

台風19号に係る被害状況(10月30日現在)

区分	被害数	被害状況
道路災害	113件	路肩崩落など
河川災害	39件	河川の氾濫など
農地災害	53件	水田崩落など
農林道災害	21件	能動崩落など
水路災害	9件	水路への土砂堆積など
その他農業施設災害	2件	農業用ハウス損壊など
山林災害	68件	山林崩落など
建物災害	67件	床上・床下浸水など

避難行動の種類について

自然災害が発生したとき、あるいは発生の恐れがある際には「自主避難」「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」が発令されます。これらの用語の違いを理解し、いざという時に適切な行動をとることが必要です。避難行動の種類については、下記のとおりです。



避難所の様子 (多目的研修集会施設)

種類	内容
自主避難 (各市町村で独自に行うもの)	・避難情報が発令される前に、自分の判断で安全な場所に避難することです。安全な場所とは、避難所だけでなく、知人や親戚の家などが含まれます。
避難準備 高齢者等避難開始	・要避難者や避難行動に時間を要する方が、計画された避難所への避難行動を開始します。 ・それ以外の方は、非常用持出品などの準備を開始します。
避難勧告	・対象地域の居住者の生命・身体の保護を目的とし、安全な場所への避難を促すものです。
避難指示(緊急)	・避難勧告よりも更に被害状況が切迫しており、すぐに避難しなければならない状況です。 ・避難する時間的余裕がない場合は、生命を守るために最善の行動をしなければならない状況です。

※それぞれの避難行動で、自宅の2階や周囲の建物より比較的高い建物に避難する「垂直避難」も有効です。

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>

<防災気象情報>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	[警戒レベル相当情報(例)]
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動 をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令(市町村が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4 全員避難	速やかに避難先へ避難 しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 ※3 避難指示(緊急) ※3 地域の状況に応じて緊急的又は直ちに避難を促す場合に発令(市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの 避難行動を確認 しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

Q&A

防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？

⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。

自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

小野町における自主避難に
関する詳細については、次の
とおりです。

地震や台風などが発生し、

河川の氾濫や土砂崩れなどが
予想される場合、町が自主避
難所を開設します。自主避難
所が開設された際には、防災
行政無線や町の公式ウェブサ
イトなどを通じて、町民の皆
さんにお知らせします。ス
ムーズに自主避難を行うため
には、日頃からの準備や自主
避難について知っておく必要
があります。併せて、全戸に
配布した小野町防災ガイド
ブックもご覧ください。



「自主避難」とは

避難情報が発令される前

で、自宅での待機に不安や危
険を感じ、自分の判断で避難
することをいいます。

「自主避難所」とは

自主避難される方々に、一
時的に提供される避難所のこ
とをいいます。

※自主避難所は、一時的な避
難場所を提供するもので、
災害の危機が去った場合
は、退所していただくこと
になります。

「自主避難を行う場合」

(1) 夜間は、移動に危険が伴
いますので、明るいうちに行
動し、家族や知人に居場所
を知らせておいてくださ
い。

(2) 一時的な避難場所であるた
め、食事や寝具の提供はあ
りませんので、各自であら
かじめ1日分の食料・飲料
水を準備し、情報収集に必
要なもの(携帯電話・ラジ
オなど)を持参してくださ
い。

また自主避難所の利用にあ
たっては、次の事項をお守り

ください。

(1) 所定の避難者名簿に必要事
項(氏名・性別・住所・年
齢)を記入してください。

(2) 施設敷地内を移動される場
合は、安全確保に十分注意
してください。

(3) 施設敷地内では、飲酒・喫
煙はできません。

職員の指示に従うとともに
に、施設の使用ルールに従っ
てください。指示に従わない
方や迷惑行為を行う方につ
いては、ただちに退所してい
ただく場合があります。



国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ 令和元年台風第19号により被災された被保険者が 受診した際に医療機関へ支払う一部負担金を免除します

■対象者

国民健康保険または後期高齢者医療加入者で次のい
ずれかに該当する方

- ①住宅の全半壊、全半焼、床上浸水(床下浸水は除く)
またはこれに準ずる被災をされた方
※罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口
頭で申告してください。
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われ
た方
- ③主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④主たる生計維持者が業務を廃止または休止された方
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

■免除対象期間

令和元年10月12日から令和2年1月末日診療分まで

■一部負担金免除の方法

医療機関などの窓口で「台風第19号により左記の
①から⑤のいずれかに該当する旨」を申告してくださ
い。

※後日、加入している保険者から確認を行うことがあ
ります。

■注意点

入院時の食費・居住費などの自己負担分は免除の対
象となりません。

国民健康保険および後期高齢者医療以外の健康保険
(社会保険など)に加入している方は、ご自身が加入
している保険者にお問い合わせください。

☎ 町民生活課 ☎ 72-6933

☎ 福島県後期高齢者医療広域連合 ☎ 024-528-9024

荒町まちなか広場の会「まちなか広場集客イベント事業」実施

地域づくり応援事業を活用

町では「地域づくり応援事業」により地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、住民活動団体が自らの創意工夫で取り組むまちづくり事業を支援しています。

本事業を活用して、荒町まちなか広場の会「まちなか広場集客イベント事業」が9月28日、29日、行われました。

この事業は町内外からまちなかへ人を呼び込み、賑わいの創出を図るという従来の事業に併せて、防災意識の高揚のため防災講演や投てき水パック体験、子どもから高齢者がふれあい、世代間の交流を図るニュースポーツなど新たなイベントを加え行われました。

当日は、町内だけでなく、近隣市町村から来場者があり、大変盛況な二日間となりました。

町では今後も魅力あるまちづくりに取り組む団体を支援していきます。

企画政策課

☎ 7216939



ニュースポーツ
(スカットボール)



投てき水パック



防災講演

ヤマメの稚魚放流



参加された皆さん

10月8日、夏井川漁業協同組合により、夏井川10箇所にてヤマメの稚魚2,000匹が放流されました。浮金地区での放流は浮金小学校の児童や浮金つつじ児童園の園児たちによって行われました。

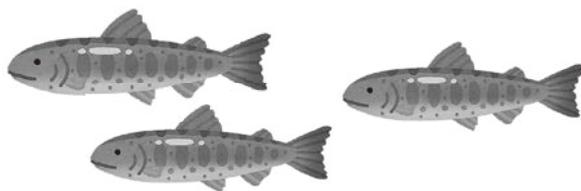
夏井川漁業協同組合の渡辺均小野滝根支部長からは子どもたちに対し「みんなで力を合わせて、夏井川を魚がたくさんすめる美しい川にしてください」とあいさつがありました。

子どもたちはヤマメの稚魚を見て「小さくてかわいい」



放流する様子

「泳ぎが速い」など歓声を上げながら川へ放流していました。



銀色有功章(献血協力70回)の受章



受章された郡司さん

このたび、郡司春雄さん(小戸神)が日本赤十字社銀色有功章を受章されました。銀色有功章は、献血回数70回を達成された方に対し、日本赤十字社から授与されるものです。献血者が減少傾向にある中、永年にわたり献血にご協力いただき紙上より感謝申し上げます。

福島県老人クラブ連合会会長表彰を受賞



受賞された村上会長

第33回福島県高齢者福祉大会が10月11日、喜多方プラーザ文化センターで行われ、小野町老人クラブ連合会会長の村上久さん(飯豊上)が地域高齢者福祉活動功労者として、福島県老人クラブ連合会会長表彰を受賞しました。今大会での栄誉ある受賞、誠にありがとうございます。今後とも小野町の高齢福祉向上や社会奉仕活動にご尽力いただきますようお願いいたします。

交通遺児募金活動を実施しました!



交通遺児募金活動

小野町交通安全母の会連絡協議会が交通遺児募金活動を10月26日、小町ふれあいフェスタ会場で実施しました。募金総額は、36,216円で、公益財団法人福島県交通遺児奨学基金協会へ贈られました。ご協力をいただいた皆さんに紙上より厚くお礼申し上げます。

小野町交通安全母の会連絡協議会が交通安全功労団体賞を受賞



受賞報告の様子

第58回福島県交通安全県民大会で、小野町交通安全母の会連絡協議会が交通安全功労団体として表彰を受けました。この表彰は、県内で交通安全に顕著な成果を挙げ、他の模範と認められる団体が表彰されるものです。当会は、各季節の交通安全運動期間における街頭指導を積極的に行うだけでなく、町や地区の交通安全パレードへの参加、小町ふれあいフェスタ

での交通遺児募金活動、小学生を対象とした夏休み交通安全映画教室など、地域全体の交通安全意識の向上に努め、交通安全への関心を高めてきた日頃の活動が認められ、今回の受賞となったものです。このたびの受賞を受け、11月5日、当会の渡邊梨恵会長らが役場を訪れ、町長に受賞を報告しました。

財政公表

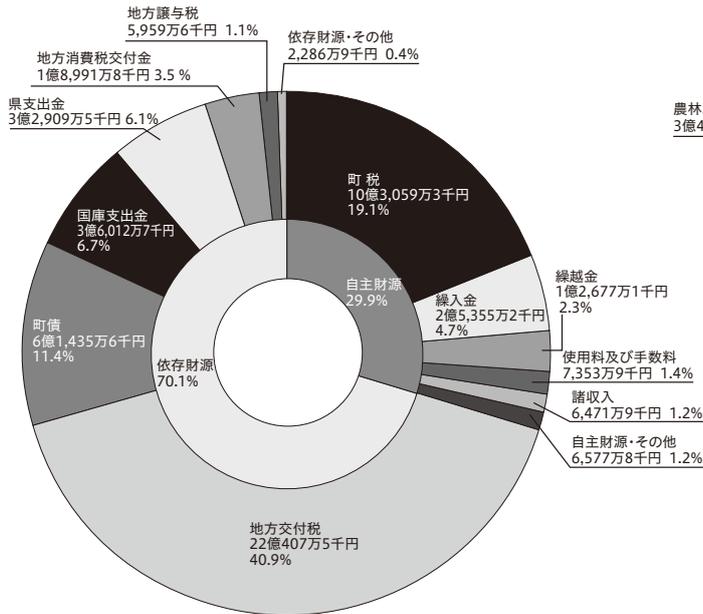
- ①平成30年度決算の概要をお知らせします
- ②令和元年度上半期の財政状況をお知らせします

「地方自治法第243条の3」ならびに「小野町財政状況の作成及び公表に関する条例」の規定に基づき、小野町議会定例会9月会議で認定された平成30年度の決算状況と令和元年度上半期の予算執行状況についてお知らせします。

《平成30年度一般会計決算》

一般会計の決算は、歳入が53億9,498万8千円、歳出が52億2,066万7千円で、翌年度に繰り越す財源1,299万8千円を差し引いた実質収支は1億6,132万3千円となりました。

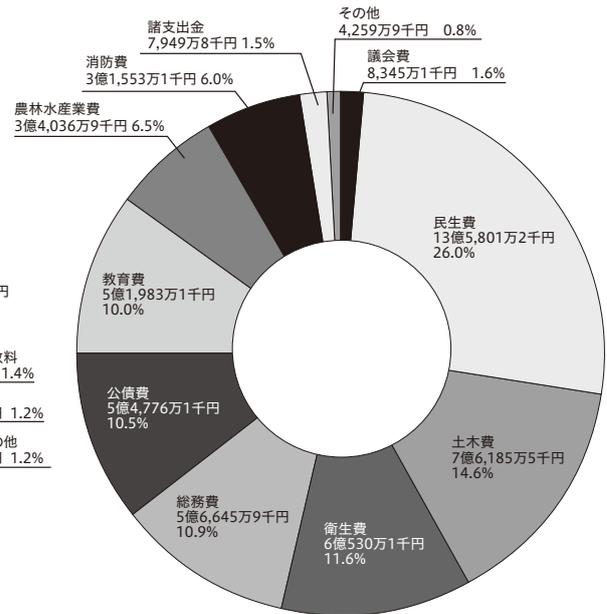
歳入は、前年度に比べて1億3,663万9千円減少し、歳出も1億8,419万円減少しました。



一般会計 歳入
53億9,498万8千円

※自主財源・その他は、分担金及び負担金(1,918万8千円)、財産収入(3,185万9千円)、寄付金(1,473万1千円)です。

※依存財源・その他は、利子割交付金(134万2千円)、配当割交付金(239万9千円)、株式等譲渡所得割交付金(187万8千円)、自動車取得税交付金(1,329万5千円)地方特例交付金(293万5千円)、交通安全対策特別交付金(102万円)です。



一般会計 歳出
52億2,066万7千円

※その他は、労働費(160万2千円)、商工費(4,088万4千円)、災害復旧費(11万3千円)です。

■1人当たりの町税負担額内訳

項目	金額(円)
町民税	43,096
固定資産税	46,593
軽自動車税	3,537
町たばこ税	8,629
入湯税	3

町民
1人当たりの
町税負担額
101,858 円

■平成30年度に取り組んだ主な事業

(単位：千円)

事業名	事業費
認定こども園整備事業	95,769
百目木・堀切線整備事業	82,810
右支夏井川河川改修事業	71,285
都市公園事業(小野公園園路補修工事)	63,904
ふくしま森林再生事業	61,825
林業専用道整備事業	58,694
学校施設等環境整備事業(小野新町小学校外壁改修工事)	40,766
沼ノ作・梅ノ木畑線舗装補修工事	40,695
橋りょう維持管理事業	33,097
公営住宅環境整備事業(七合田団地3号棟改修工事)	25,984

■町民1人当たりの歳出内訳

議会費 8,248円 	総務費 55,985円 	民生費 134,217円 	衛生費 59,824円 	労働費 158円 	農林水産業費 33,640円 	商工費 4,041円 
土木費 75,297円 	消防費 31,185円 	教育費 51,377円 	災害復旧費 11円 	公債費 54,137円 	諸支出費 7,857円 	合計 515,977円 

■健全化判断比率および資金不足比率の公表

健全化判断比率、資金不足比率とも国の基準を下回り、財政状況は健全であるという結果が出ました。

《健全化判断比率》

(単位：%)

項目	説明	小野町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	一般会計などを対象とした実質的な赤字の標準財政規模に対する割合です	-	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	全会計の実質的な赤字の標準財政規模に対する割合です	-	20.0	30.0
③実質公債費比率	一般会計などが実質的に負担する公債費の標準財政規模に対する割合です	6.7	25.0	35.0
④将来負担比率	地方債の残高をはじめ、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合です	-	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のため「-」で表示しています。

※将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回るため「-」で表示しています。

《資金不足比率》

(単位：%)

項目	説明	小野町	経営健全化基準
水道事業会計	公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する割合です	-	20.0
浄化槽整備事業特別会計		-	20.0

※資金不足額がないため「-」で表示しています。

◆早期健全化基準とは？

財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率のいずれかで基準値を超えた場合、**財政健全化団体**として自主的・計画的な財政健全化が求められます。

◆財政再生基準とは？

自治体財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率のいずれかで基準値を超えた地方公共団体は、**財政再生団体**として、国などの管理下で計画的に財政の健全化が図られます。

◆経営健全化基準とは？

公営企業を運営する地方公共団体は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率(資金の不足額の事業規模に対する比率)を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

■平成30年度特別会計決算

(単位：千円)

会計	収入済額	支出済額	差引
国民健康保険特別会計	1,247,609	1,225,864	21,745
後期高齢者医療特別会計	108,770	108,465	305
介護保険特別会計	1,295,263	1,199,339	95,924
浄化槽整備推進事業特別会計	65,831	59,368	6,463
文化・体育振興基金特別会計	3,741	3,489	252
水道事業会計(収益的収支)	171,417	154,457	16,960
水道事業会計(資本的収支)	60,957	111,877	☆▲50,920

☆水道事業会計(資本的収支)の不足する額は、損益勘定留保資金(※1)などで補填しています。

※1 収益的収支の費用のうち、現金の支出を必要としない費用(減価償却費など)を留保資金として資金的収支の財源に充てるものです。

《財産の状況》

町は行政執行のために必要な土地・建物・物品・債券などの財産を所有していますが、その取得・管理および処分については、条例や規則に基づき適切な事務執行に努めています。(右表)

■財産の状況(平成30年度末)

区分	数量・金額	区分	数量・金額
土地	3,257,326㎡	有価証券など	6,200千円
建物	70,737㎡	出資による権利	344,056千円
立木	424,263㎡	基金(現金)	3,659,386千円
車両	49台	基金(動産)	5頭

■町債とは？

町債とは、町が大きな事業をするために借り入れるお金です。

平成30年度は、過疎対策事業、緊急防災・減災事業などのため、借り入れを行いました。

■町債および一時借入金状況 (単位：千円)

区分	金額
町債(平成30年度末現在高)	5,173,168
一時借入金(平成30年度末現在高)	0



《令和元年度上半期補正予算の状況》

令和元年度当初予算の状況については、広報「おのまち」4月号でお知らせしましたが、その後の補正の状況と上半期(4月1日から9月30日まで)における支出の状況についてお知らせします。

(一般会計…表1、特別会計…次ページ表2、水道事業会計…次ページ表3)

表1. 一般会計
(歳入)

(単位：千円)

区分	当初予算額	補正予算額 (9月まで)	予算額計	繰越事業費 繰越財源充当額	累計	9月末現在 収入済額	収入率 (%)
1 町税	1,021,322	9,034	1,030,356	0	1,030,356	595,199	57.8
2 地方譲与税	57,401	6,807	64,208	0	64,208	19,853	30.9
3 利子割交付金	1,300	0	1,300	0	1,300	299	23.0
4 配当割交付金	2,700	0	2,700	0	2,700	609	22.6
5 株式等譲渡所得割交付金	3,000	0	3,000	0	3,000	0	0.0
6 地方消費税交付金	186,000	0	186,000	0	186,000	107,970	58.0
7 自動車取得税交付金	6,600	0	6,600	0	6,600	4,208	63.8
8 自動車税環境性能割交付金	6,600	0	6,600	0	6,600	0	0.0
9 地方特例交付金	2,935	1,930	4,865	0	4,865	4,865	100.0
10 地方交付税	2,041,379	58,879	2,100,258	0	2,100,258	1,505,087	71.7
11 交通安全対策特別交付金	1,000	0	1,000	0	1,000	435	43.5
12 分担金及び負担金	20,993	▲5,127	15,866	0	15,866	10,203	64.3
13 使用料及び手数料	73,460	▲762	72,698	0	72,698	37,333	51.4
14 国庫支出金	324,541	53,474	378,015	0	378,015	105,250	27.8
15 県支出金	362,618	49,231	411,849	245,150	656,999	114,174	17.4
16 財産収入	14,697	124	14,821	0	14,821	5,082	34.3
17 寄付金	20,001	0	20,001	0	20,001	6,440	32.2
18 繰入金	454,795	▲69,551	385,244	0	385,244	0	0.0
19 繰越金	50,000	111,323	161,323	12,998	174,321	174,321	100.0
20 諸収入	19,158	554	19,712	0	19,712	9,676	49.1
21 町債	751,500	▲3,188	748,312	0	748,312	0	0.0
歳入合計	5,422,000	212,728	5,634,728	258,148	5,892,876	2,701,004	45.8

表1. 一般会計つづき
 (歳出)

(単位：千円)

区分	当初予算額	補正予算額 (9月まで)	予算額計	繰越事業費 繰越額	予備費支出 および流用増減	累計	9月末現在 支出済額	支出率 (%)
1 議会費	85,875	0	85,875	0	0	85,875	44,996	52.4
2 総務費	638,523	5,195	643,718	0	1,856	645,574	232,465	36.0
3 民生費	1,535,867	35,774	1,571,641	199,607	150	1,771,398	509,047	28.7
4 衛生費	550,847	2,776	553,623	0	0	553,623	175,312	31.7
5 労働費	988	0	988	0	0	988	205	20.7
6 農林水産業費	381,918	46,033	427,951	58,541	0	486,492	182,842	37.6
7 商工費	70,627	15,050	85,677	0	0	85,677	49,105	57.3
8 土木費	741,898	46,160	788,058	0	519	788,577	154,925	19.6
9 消防費	312,721	0	312,721	0	0	312,721	178,994	57.2
10 教育費	592,412	5,922	598,334	0	0	598,334	255,891	42.8
11 災害復旧費	148	0	148	0	0	148	66	44.6
12 公債費	451,976	0	451,976	0	0	451,976	223,360	49.4
13 諸支出費	28,200	55,818	84,018	0	0	84,018	0	0.0
14 予備費	30,000	0	30,000	0	▲2,525	27,475	0	0.0
歳出合計	5,422,000	212,728	5,634,728	258,148	0	5,892,876	2,007,208	34.1

表2. 特別会計

(単位：千円)

会計名	当初予算額	補正予算額 (9月まで)	繰越事業費 繰越額	累計	歳入		歳出	
					9月末現在 収入済額	収入率 (%)	9月末現在 支出済額	支出率 (%)
国民健康保険特別会計	1,216,944	249	0	1,217,193	482,346	39.6	438,837	36.1
後期高齢者医療特別会計	110,061	304	0	110,365	33,556	30.4	30,936	28.0
介護保険特別会計	1,403,524	71,082	0	1,474,606	709,000	48.1	512,137	34.7
浄化槽整備推進事業特別会計	71,231	63	0	71,294	17,323	24.3	17,453	24.5
文化・体育振興基金特別会計	2,512	252	0	2,764	2,913	105.4	2,197	79.5

表3. 水道事業会計

(単位：千円)

科目	当初予算額	補正予算額 (9月まで)	累計	歳入		歳出	
				9月末現在 収入済額	収入率 (%)	9月末現在 支出済額	支出率 (%)
収益的収入	164,795	0	164,795	57,772	35.1		
収益的支出	160,001	0	160,001			23,849	14.9
資本的収入	29,820	7,150	36,970	2,397	6.5		
資本的支出	91,107	7,150	98,257			25,598	26.1

平成30年度 人事行政の 運営等の状況

人事行政の運営における公正性、透明性を高めるため「小野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任用、職員数、給与、勤務時間その他の勤務条件など人事行政の運営などの状況について、概要をお知らせします。

町公式ウェブサイトでもご覧いただけます。

■人件費の状況(平成30年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成31年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B÷A)	【参考】 平成29年度の人件費率
10,211人	5,223,738千円	161,575千円	959,973千円	18.4%	18.1%

※人件費には議会議員やその他の非常勤特別職の報酬、町長などの特別職給与、職員給与および退職手当組合負担金などが含まれます。

■職員給与費の状況(平成30年度普通会計予算)

職員数 (A)	給与費				1人当たりの給与費 (B÷A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
101人	405,832千円	53,443千円	163,302千円	622,577千円	6,164千円

※職員手当には退職手当は含まれません。

※職員数には公営企業等会計部門および派遣職員は含まれません。

■ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

区分	平成27年	平成30年
小野町	98.4	98.5
類似団体平均	96.5	96.3
全国町村平均	95.8	96.4

ラスパイレス指数とは？

国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

類似団体平均は、人口規模、産業構造が類似している団体の指数を単純平均したものです。

■職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小野町	40.7歳	306,153円	363,457円	57.7歳	313,767円	324,768円
福島県	42.8歳	329,300円	411,529円	55.7歳	336,100円	373,380円
国	43.5歳	329,845円	410,940円	50.7歳	286,817円	328,637円

※平均給料月額とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の額を合計したものです。

■職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区分		小野町	福島県
一般行政職	大学卒	183,400円	190,100円
	高校卒	150,400円	154,900円
技能労務職	高校卒	135,300円	152,900円

■職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,400円	—円	—円
	高校卒	216,400円	—円	382,000円

※— 該当者なし



■主な手当の種類とその内容(平成30年4月1日現在)

手当名	内容
期末手当 勤勉手当 (一般職)	《期末手当》 6月期…1.225月 12月期…1.325月 《勤勉手当》 6月期…0.90月 12月期…0.95月 ※職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり
扶養手当	《配偶者および配偶者以外の扶養親族(子以外)》 1人6,500円 《配偶者以外の扶養親族(子)》 1人10,000円 《扶養親族のうち16歳から22歳までの子》 1人5,000円加算
時間外手当	《平成30年度一般会計職員1人当たり》 295,000円
住居手当	《借家、借間》 27,000円上限
通勤手当	《公共交通機関利用者》 63,000円までは全額、63,000円を超えた場合はその超えた額の1/2の額を63,000円に加えた額 《自家用車等利用者(通勤距離2Km以上)》 通勤距離に応じ2,400円～46,300円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において町内に在職する職員に支給 《世帯主(扶養あり)》 17,800円 《世帯主(扶養なし)》 10,200円 《その他》 7,360円

■年次休暇の状況(平成30年1月1日～平成30年12月31日)

総付与日数	総使用日数	平均取得日数	取得率
4,176日	626日	5.6日	14.9%

※対象職員は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの全期間を在職した一般職員(町長部局)で、当該期間の中途に採用された者および退職した者ならびに当該期間中に育児休業、休職、派遣勤務した者を除いています。

■休暇制度(平成30年4月1日現在)

区分	内容
年次有給休暇	1年ごとに20日とし、最大20日の使用残日数を繰り越すことができる。
病気休暇	負傷または疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なるもの)	<ul style="list-style-type: none"> 産前8週間以内および産後8週間以内の期間 小学校就学前の子を看護する場合、1年に5日以内(2人以上の場合は10日以内) 忌引のため勤務しないことが相当である場合、続柄により10日以内 夏季における家庭生活の充実などの場合、5日以内 ボランティア活動を行う場合、5日以内 骨髄移植に係る登録・提供を行う場合、必要な期間 公民権を行使する場合、必要と認められる期間
介護休暇	近親者の介護をする場合、6月以内

■特別職の報酬などの状況(平成30年4月1日現在)

	区分	給料(報酬)月額
給料	町長	790,000円
	副町長	632,000円
	教育長	596,000円
報酬	議長	307,000円
	副議長	245,000円
	議員	225,000円
期末手当	町長	(平成30年度支給割合) 3.30月分
	副町長	
	教育長	
	議長	(平成30年度支給割合) 3.30月分
	副議長	
	議員	

■職員の分限処分と懲戒処分の状況

《分限処分》

0件

《懲戒処分》

0件

■職員のサービスの状況

《サービス義務違反および営利企業等従事違反》

0件

■職員の人事評価の概要

平成28年11月から人事評価制度を導入し、人事管理に活用しています。客観的かつ公平に評価することにより、職員の能力や適性に応じた人事配置や昇給に反映させるとともに、評価に基づく適切な指導、助言などにより職員の人材育成を図っています。

■職員研修の状況

《ふくしま自治研修センター》

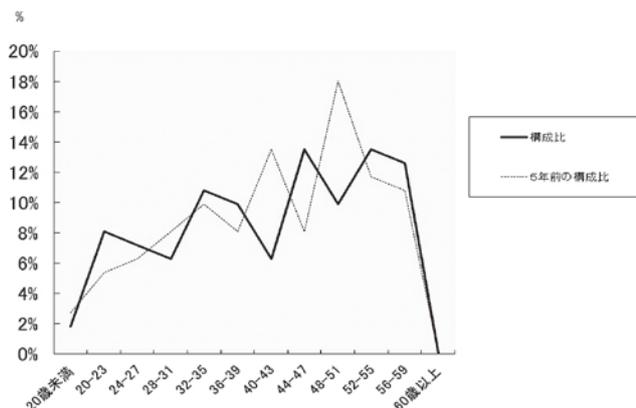
9講座のべ18人

《東北六縣市町村中堅職員研修(2カ月間)》

1人

■部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		対前年増減数
		平成29年	平成30年	
一般行政	議会	2	2	0
	総務企画	25	24	▲1
	税務	7	7	0
	民生	31	31	0
	衛生	3	3	0
	労働	0	0	0
	農林水産	7	7	0
	商工	3	2	▲1
	土木	9	9	0
	小計	87	85	▲2
政特別部門	教育	17	16	▲1
	小計	17	16	▲1
公営企業等	水道	2	2	0
	その他	8	8	0
	小計	10	10	0
合計		114	111	▲3



■年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	合計
職員数	2	9	8	7	12	11	7	15	11	15	14	0	111

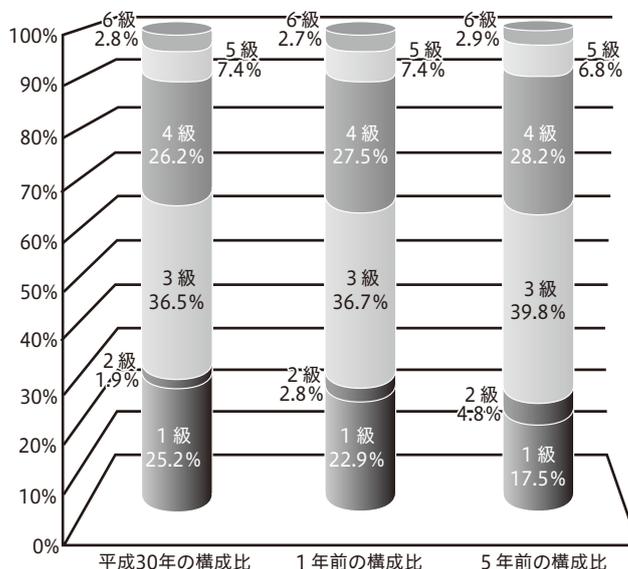
■職員数の推移

部門	年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
		普通会計	一般行政	81	83	86	86
	教育	21	21	18	15	17	16
	小計	102	104	104	101	104	101
公営企業等会計計		12	11	11	11	10	10
合計		114	115	115	112	114	111

■一般行政職の級別職員数の状況(平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
6級	参事	3	2.8
5級	課長	8	7.4
4級	副課長・主幹	28	26.2
3級	副主幹・主任主査	39	36.5
2級	主査	2	1.9
1級	主事	27	25.2

※小野町の給与条例に基づく給与表(行政職)の級区分による職員数です。なお技能労務職などを除く職員数です。
 ※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

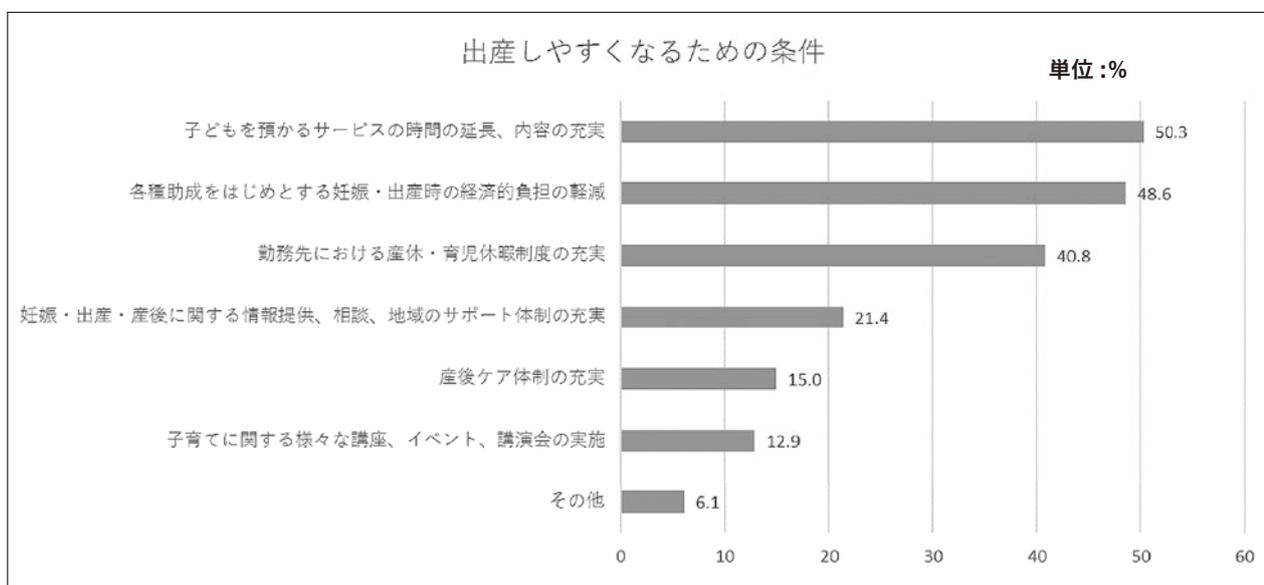


小野町の将来を一緒に考えましょう

小野町では平成27年度に策定した小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき人口減少対策に取り組んできました。その5カ年計画が今年度で最終年度を迎えるため、この5年間に実施した事業の効果や課題の検証などを行い、新たな総合戦略を策定します。策定にあたり、町民の皆さんが町の現状などについてどのように考えているのかを伺うため、6月から7月にかけてアンケートを実施しました。対象としたのは15～65歳未満の町内にお住まいの方、この2年間に転入・転出された方、町内事業所の経営主の方です。集計したアンケート結果（一部抜粋）を次のとおりお知らせします。

【結婚・出産・子育て・教育に楽しみやうれしさを実感できるまちづくり】に関する事項

Q.出産がしやすくなるための条件は何ですか(複数回答)



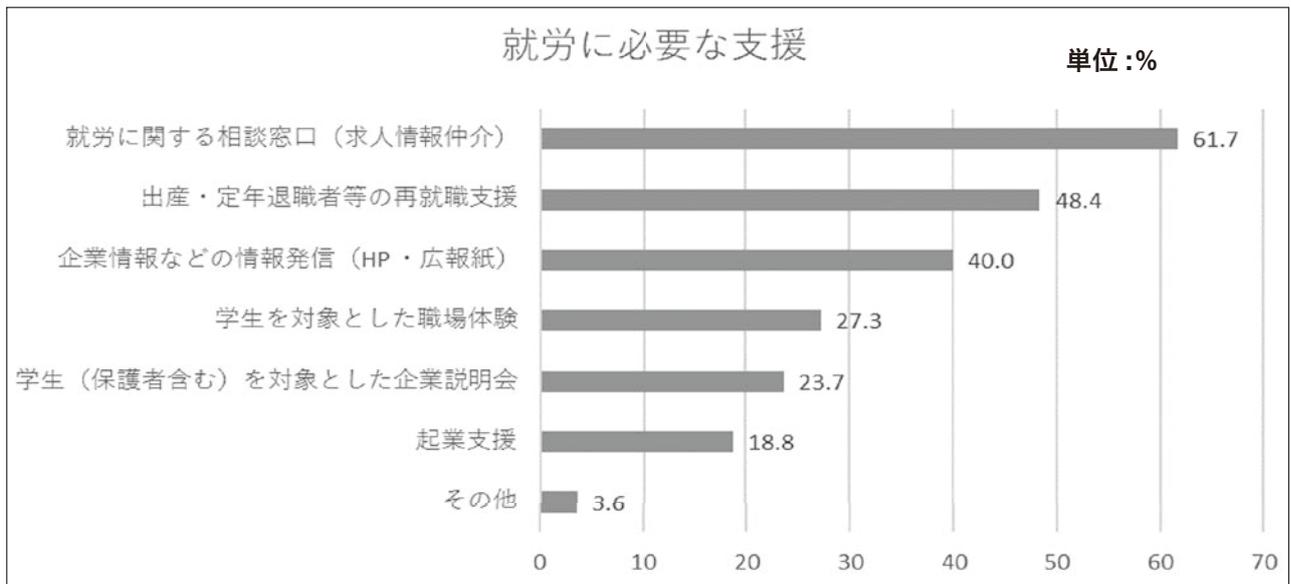
アンケートで出された意見(自由記述)

- ・小学校・中学校の統合により地区のつながりが薄くなる
- ・小さい町であるが図書館と郷土資料館がきちんと整備されているので、より充実させて社会教育に力を入れるといいと思う
- ・以前よりは公園や室内で遊ぶ場も整備され、妊婦さんへの助成も多くなったように感じる。しかし育児休暇中や求職中の保護者の保育園への入園ができないという点は今後こども園になっていく中で改善してほしい
- ・子どもが遊ぶ施設ができても対象年齢が合わなかったり、自由に子どもが遊べなかったりするので町外の施設に行くしかない
- ・子どもの遊べる施設として今年度で閉校となる小学校の校舎などを活用してほしい
- ・中心部の空き家を取り壊されて虫食い状態になっているので、そこに小さな公園などがあれば地域の大人の目がある中で子どもたちが集まったりできるのでいいと思う
- ・若者が住むための場所(アパートや住宅用の敷地など)を整備してほしい

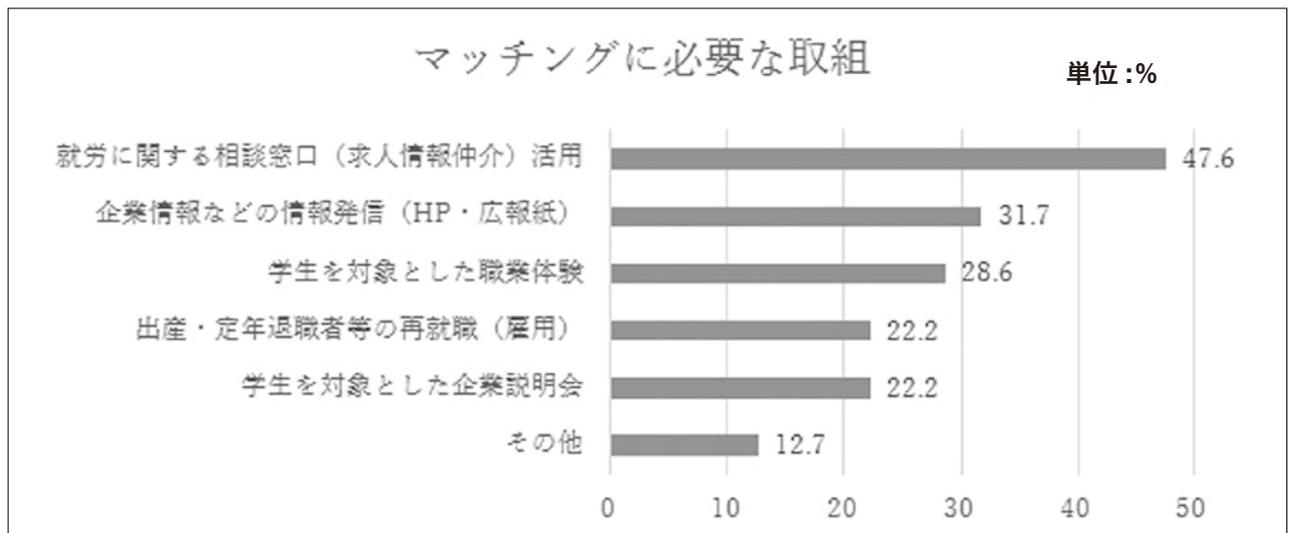


【活気にあふれ賑わいを実感できるしごとづくり】に関する事項

Q.就労について必要な支援は何ですか(在住者への質問)



Q. 就労について事業所と個人のマッチングに必要な取組は何ですか (事業所への質問)



アンケートで出された意見(自由記述)

- ・小さい子どもがいても働ける環境など、結婚・出産後の女性の職場復帰の支援が必要
- ・高速道路、インターチェンジなどの地の利を活かした企業や工場の誘致

- ・地場産品・特産品・農産物加工食品の強化を図る
- ・リモートワークが可能な施設の整備

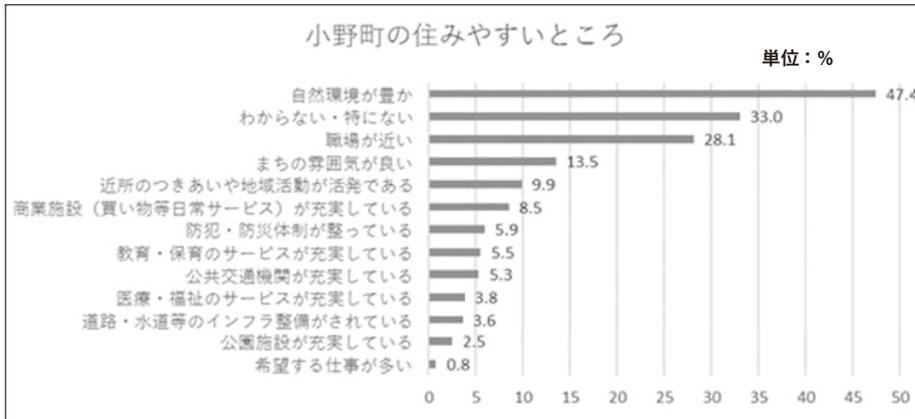
※リモートワークとは・・・

従業員が自宅を主として働き、Eメールや電話を使って企業とコミュニケーションを取る状況

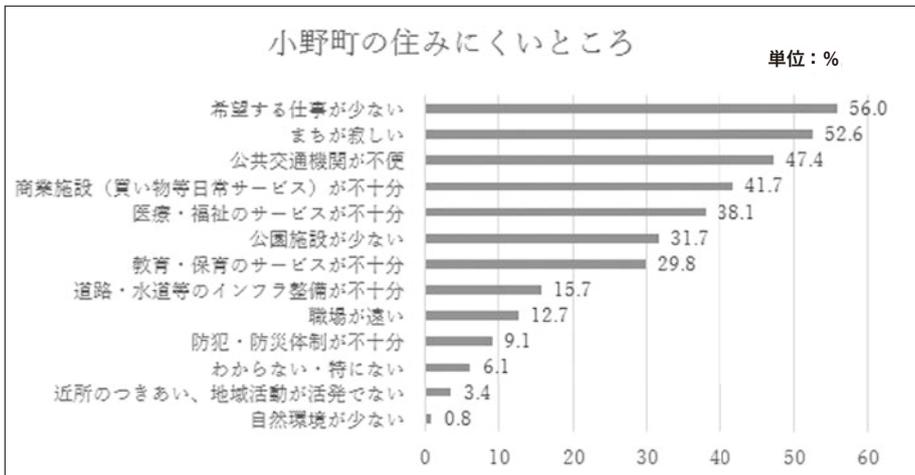


【新しいひとの流れづくり・未来に向かって安全で安心して生活できるまちづくり】に関する事項

Q. 小野町が住みやすい点はどこですか



Q. 小野町が住みにくい点はどこですか



アンケートで出された意見(自由記述)

- ・大型商業施設の誘致をしてほしい
- ・豊かな自然環境を活かした観光資源(キャンプ場、アスレチックなど)の整備
- ・スーパーやコンビニなどは充実しているが個人の店の閉店が相次いでいる。個人の商店への後押しが活性化に繋がると思う
- ・交通の利便性を生かし、道の駅を作り、地元農産物やアイスバーガーなどを販売する
- ・観光資源はあっても十分なPRができていないと感じる
- ・対外的にも住民に対しても町の魅力を伝えるための企画・施策を公募する
- ・今後の小野町を担っていく若い世代が、町を活性化させるために協力して行動したり話し合ったりして次世代につないでいくことが必要
- ・観光施設のバリアフリー化を行えば障がいを抱えた人やお年寄りが安心して観光できる
- ・町が戸建ての住居を建て、若い世代に貸し出しし一定期間定住後に無償で払い下げる
- ・自然災害が少ない
- ・交通の利便性を活かし、郡山市やいわき市のベッドタウン化を図る
- ・高齢化が進み車を運転できなくなったときのために、町内の周遊バス(観光バスも兼ねる)があると便利だと思ふ
- ・人口が減少していく中で商業施設や企業を増やすのは難しいので、重要施設を町の中心部にある程度近くにまとめて、シャトルバスなどを利用すれば、迷うこともなく高齢の方も行きやすくなると思う。
- ・若者の意見を取り入れながら小野町独自の※スマートシティの構築を行う。

※スマートシティとは・・・

都市の諸課題に対してICT(情報通信技術)などの新技術を活用しつつ、効率的なマネジメント(計画、整備、管理、運営等)を行い、環境に配慮しながら人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした都市

紙面の都合上、アンケートの一部を抜粋してお示しましたが、皆さんからいただいたご意見は新しい総合戦略の策定に活用させていただきます。戦略策定の経過については今後も紙上を通じて皆さんにお知らせします。

申告の準備を始めましょう①

令和元年(平成31年)分の確定申告に向けて、今から少しずつ準備を始めましょう。
今月は「^{イー・タックス}e-Tax(電子申告)」についてお知らせします。

◆ e-Taxとは

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届け出などの手続きができるシステムです。税務署や役場の申告相談会場に行かなくても、国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅のパソコンやスマートフォンなどからインターネットで提出(送信)することができます。



◆ e-Taxの利用手続きがより便利に

e-Taxで確定申告書を提出するためには、マイナンバーカードとICカードリーダーが必要となりますが、その2つをお持ちでない方も、平成31年1月から「ID・パスワード方式」により e-Taxで申告書を提出できるようになりました。



この「ID・パスワード方式」なら、パソコン以外に、スマートフォンやタブレット端末からも e-Taxによる確定申告書の提出が可能となります。

用意するものは「ID(利用者識別番号)」と「パスワード(暗証番号)」の2つ。

IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行されます。発行を希望する方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で手続きされますようお願いいたします。なお確定申告期間直前は混雑が予想されますので、早めに手続きされることをお勧めします。

「ID・パスワード方式」は、マイナンバーカードおよびICカードリーダーが普及するまでの暫定的な対応であるため、**お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。**

◆ e-Taxならこんないいことが

○添付書類の提出省略

源泉徴収票や本人確認書類などの提出または提示を省略することができます。

○還付がスピーディー

自宅などから e-Taxで提出された還付申告は3週間程度で処理されます。

○24時間受付

確定申告期間中は、24時間 e-Taxでの提出(送信)が可能です。

特に医療費控除による還付申告だけの方は e-Tax の利用をご検討ください。一度 e-Tax で申告書を提出するとデータが保存され、次の年からはさらに簡単に申告することができます。

なお詳しくは国税庁ウェブサイト(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

住宅用火災警報器の購入費用を助成します

住宅用火災警報器を新しく設置する場合や取り替える場合の購入費用の半額を助成します。

警報器を購入した後で必要書類を町へ提出してください。

1 助成を受けるために必要な書類

- (1) 小野町住宅用火災警報器緊急設置促進事業報告書(役場窓口にあります)
- (2) 住宅用火災警報器を購入したときの領収書またはレシート(コピーをとってお返します)
- (3) 住宅用火災警報器の保証書(コピーをとってお返します)
- (4) 助成金の振込先が確認できるもの(通帳、キャッシュカードの写しなど(コピーをとってお返します))
- (5) 印鑑(シャチハタ不可)

2 助成の対象

- (1) 町内に住所を有する方が、現に居住している住宅に設置するものであること。
- (2) 法令で義務付けられた箇所に設置するものであること。(寝室および寝室がある階の階段)
- (3) 日本消防検定協会の合格表示がされている煙感知式警報器であること。

※台所などに設置する熱感知式警報器は助成対象になりません。

- (4) 設置後、概ね10年が経過し交換時期を迎えている警報器を取り替える場合、増設する場合または単独型から連動型に変更する場合。



○住宅用火災警報器の設置例

※設置義務箇所

⇒寝室および寝室がある階の階段

※設置推奨場所

⇒居間および台所など

3 助成受付期間 令和2年3月13日(金)まで

4 助成内容

	新規設置・取替・増設・連動型への変更	
	単独型	連動型
助成金額	購入費用の1/2	購入費用の1/2
上限額	10,000円	20,000円

※助成金額に100円未満の端数があるときは切り捨てとなります。

住宅用火災警報器の点検をしましょう！ 10年を目安に警報器の更新をしましょう！

火災の発生を音や音声で知らせる「住宅用火災警報器」は、平成18年6月から新築住宅で、平成23年6月からすべての一般住宅で設置が義務化され、当初の設置義務化から10年が過ぎました。

住宅用火災警報器は、古くなるとセンサーなどの寿命により交換が必要となります。経年劣化した警報器は火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。火災を感知できなくなる前に10年を目安に交換しましょう。

設置時期を調べるには、設置したときに記入した「設置年月」または本体に記載されている「製造年」を確認してください。

新しい警報機を購入した際は、本体の側面などに交換時期がわかるように「設置年月」を記入しましょう。



注：お手入れや作動確認は高所での作業となり、転倒や転落の危険があります。安定した足場を確保して、作業を行ってください。



点検とお手入れ

- 1 住宅用火災警報器が汚れていたら
ホコリが付くと火災を感知しにくくなります。最低限1年に1回は乾いた布でふきましょ。
- 2 定期的に作動点検をしましょう
本体についているひもを引いたりボタンを押して、最低限1年に1回は作動点検をしましょう。

【正常な場合】

正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。

【音が鳴らない場合】

電池がきちんとセットされているか確認してください。それでも鳴らない場合は「電池切れ」が「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

3 取り替えのサイン

電池が切れそうになれば、音や光で知らせる機能を有しています。多くの住宅用火災警報器は電池寿命が10年(通常の使用状態)となっており、本体交換のサインにもなりますので、忘れずに交換しましょう。

ふれあい通信



高梨 クニ子 ●飯豊出身
●神奈川支部

偉大な故郷に感謝、 最近のニュースと自然の厳しさ

私は仕事の都合により、故郷になかなか帰ることができません。それでもたまに帰り、懐かしい山や川を見ると心も体も昔に戻り、故郷の偉大さを感じ、心から安心して笑顔になり、時間が過ぎるのを忘れてしまいます。夕食時には家族全員でテーブルを囲み、お酒をいただきつつ笑いながらお話ができ、この楽しい一時が私の仕事の励みとなっています。

「故郷に感謝し、故郷にありがとうございます」といつも笑顔で故郷を後にします。

最近テレビなどのニュースを見ますと、あおり運転や幼い子どもの虐待、お年寄りの振り込め詐欺被害など、暗いニュースが多いですね。残念です。

また9月8日の台風15号、最強台風の被害。私も主人の実家が千葉の鋸南(きよなん)町ですので、仕事の休みを利用して久里浜からフェリーで金谷港に向かいましたが、金谷港の売店が真っ暗、周りも台風の爪跡、半壊の家のブルーシート、あまりにも変わり果てた街並みに私の頭の中が真っ白になり言葉も出ないくらい、唖然としました。千葉の自宅に向かう海沿いの道路を走るとほとんどの家が半壊、ブルーシートで覆われていました。道路脇には瓦礫(がれき)の山、今までのお店や病院などもほとんど半壊の状態、壊れたガラスの山などあまりにも気の毒でした。新しいお家は軒数が少なかったのですが大丈夫でしたね。主人の実家も2階はブルーシート、1階は廊下に雨漏りがあり、電気は…まだ復旧していませんでした。現地では、ほかからのボランティア支援も少なく、本当に被災者の皆さんになんと声を掛けたら良いのか、自分の気持ちだけが焦り、自分の無力さが情けなく涙が出てしまいます。

被災者の皆さんは元気な顔で後片づけなど一生懸命頑張っているらしいです。

お体に十分気を付けていただき、1日も早く笑顔が戻りますよう心より願っています。

ご寄付ありがとうございます

このたび、次の方々から文化・体育振興基金にご寄付をいただきました。

- 大東しゃくなげ会
会長 飯岡 元 様
- 石戸 浩 様
(故石戸多三子様ご遺志)
- 吉田 徳雄 様
(故吉田丈俊様ご遺志)



大東しゃくなげ会の飯岡会長(右から2番目)と石井支店長(右)

小野町文化・体育振興基金は、町の文化・体育の振興と充実をはかるために個人や団体からの寄付により積み立てている基金です。

この基金は、小中高校生の全国大会出場への激励金や表彰・町の社会体育団体や芸術文化団体、スポーツ少年団への補助や活動費などに有効に活用させていただいています。

皆様のご厚志に心より感謝申し上げます、紙上より厚く御礼申し上げます。

読書の秋、書を持って町に出よう

こんにちは。協力隊の穴戸佳織里です。

9月にこまち書房で開催した「ビブリオバトル」の報告です。

「ビブリオバトル」とは、みんなで集まって本を紹介するゲームです(前にも書きましたが、私は前職でこのイベント開催に携わっていました。子どもに読書を薦めるには、まず大人が読書を楽しむ姿を見せたいという想いがあり開催しています。)

発表者は5人。小野町、矢吹町、大阪府から参戦いただきました。大阪府の方は、地元でもビブリオバトルに参加していて、今回、仙台の親族の家へ向かう途中、小野町での開催を知り参加いただきました。なんと福島を訪れるのは今回が初めて。新たな関係人口創出のきっかけとなったことは、主催者冥利に尽きます。そして紹介いただいた『父と私の桜尾通り商店街』(今村夏子著)が参加者(観覧を含む)による「どの本が一番読みたくなったか?」の投票で最多票を集め「チャンプ本」を獲得!

このように試行錯誤しながら毎月イベントを開催しています。11月は小野町のイタリアンのお店「チルコロ・イル・ピッコロ・カンポ」さんにご協力いただき、12月は「漫画」をテーマに開催します。お気軽にご参加ください。



矢吹町の地域おこし協力隊(前列左)と大阪からの参加者(前列右)

小野町地域おこし協力隊 穴戸佳織里

〈開催日時〉

【11月】

11月17日⑩午後3時から午後5時まで

会場：チルコロ・イル・ピッコロ・カンポ

内容：お茶を飲みながら好きな本についてグループで話します

参加費：1000円

持ち物：本1冊(漫画、雑誌、地図、小説なんでもOKです)

参加方法：先着15人。事前の申し込みが必要です。

【12月】

12月14日④午後1時30分から午後3時まで

会場：こまち書房

内容：「漫画」でビブリオバトル

参加費：無料

参加方法：発表したい方は穴戸までお知らせください。観覧自由。

「ビブリオバトルとは?」

【公式ルール】

- ①発表者は読んでおもしろいと思った本を持って集まる。
- ②順番に1人5分間で本を紹介する。
- ③それぞれの発表の後に観覧含む参加者全員でその発表に関するディスカッションを2～3分行う。
- ④すべての発表が終了した後に「どの本が一番読みたくなったか?」を基準とした投票を観覧を含む参加者全員で行い、最多票を集めたものを『チャンプ本』とする。

申し込み・問い合わせ先：kshishido.ono@gmail.com
(穴戸)

(消費税増税対策)小野町プレミアム付商品券 購入期間延長のお知らせ

町では、消費税引き上げに伴う住民税非課税者および子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起・支えすることを目的として、プレミアム付商品券を発行しています。対象になる皆さんにはすでに事業内容の通知をしていますが、商品券利用促進のため、次のとおり商品券申請期間と購入期間を延長します。

・申請期間(非課税者のみ)

12月27日⑤まで

※非課税者の方は、9月に送付した申請書に必要事項を記入の上、提出してください

※本事業対象の子育て世帯へはすでに購入引換券を送付していますので、申請の必要はありません

・商品券販売窓口 小野町商工会

・販売期間 令和2年1月31日⑤まで

ただし、土・日・祝日と12月28日から翌年1月5日までを除く

・販売時間 午前9時から午後4時

※なお本事業の対象となっている皆さんには、個別に通知をします。

申請先・お問い合わせ先 産業振興課 ☎72-6938



◎図書・新聞に親しむ月間

今月は小野町の「図書・新聞に親しむ月間」です。
この機会にぜひご来館ください

◎読書マラソン完走者紹介

今月も2人が完走しました。牧口葵さん(中央さくら保育園)と白石碧さん(小野わかば幼稚園)です。牧口さんは6月から開始し3カ月でゴール(=100冊読破)しました。白石さんは8月から2カ月で100冊を読破、6回目のゴール(=600冊読破)となりました。2人には記念品が贈られました。

読書マラソンは図書館カウンターで参加申し込みを随時受け付けています。皆さんの参加をお待ちしています。



牧口さん



白石さん



◎特別展「五味太郎作品展 [絵本の時間] 3」開催

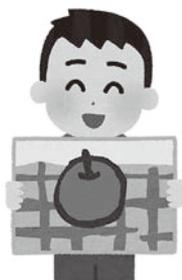
11月4日まで開催され多くの親子連れでにぎわいました。またワークショップやギャラリートークなどの催しも行われました。会場を訪れた皆さんは、色鮮やかな原画を熱心に鑑賞したり、絵本を読んだりして楽しんでいました。



ワークショップの様子

◎「小野町小学校・中学校美術展」開催

町内の小中学校の児童生徒の絵画や造形作品を展示します。今年度は、各小学校の全児童の作品を4回にわけて展示します。今月は第Ⅰ期・第Ⅱ期の展示を行います。子どもたちの伸びやかで発想豊かな作品をぜひご鑑賞ください。



【第Ⅰ期】

展示校：飯豊小学校、浮金小学校、夏井第一小学校
会 期：11月12日(火)から17日(日)まで

【第Ⅱ期】

展示校：小野新町小学校1～3年生
会 期：11月26日(火)から12月1日(日)まで

【第Ⅲ期】

展示校：小野新町小学校4・5年生
会 期：12月21日(土)から令和2年1月5日(日)まで

【第Ⅳ期】

展示校：小野新町小学校6年生、小野中学校
会 期：令和2年1月11日(土)から17日(金)まで

創立 80 周年に 向けた記念講演会

小野高校同窓会主催、創立80周年に向けた記念講演会が10月11日に行われました。テレビのコメンテーターとしてもご活躍されている、多摩大学学長の寺島実郎さんを講師としてお招きしました。会場には多くの方々が来場され、満員となりました。

演題は、本校のスローガンでもある「夢をカタチに」でした。これからの社会情勢についても詳しく触れながら、主体的に人生を歩んでいくことの重要性についてご講演いただきました。生徒たちも一生懸命聞き入り、大変貴重な機会となったようです。

このような機会を与えていただき、同窓会をはじめ関係の皆さんに深く御礼申し上げます。



第 40 回 牛乳・ 乳製品利用料理 コンクール福島県 大会

福島県牛乳普及協会主催第40回牛乳・乳製品利用料理コンクール福島県大会で、本校家庭クラブから橋本みなみさんが出場し、最優秀賞を受賞しました。

この大会は、牛乳や乳製品を使用した料理のアイデアを考案し、実際に牛乳や乳製品を材料として1時間以内で4人分作り、審査していただきます。参加総数約700点の中で橋本さんの料理が最優秀賞に選ばれました。今回出品したのは「ふくしま三角油あげバーグのカレーミルクスープ煮」です。橋本さんの地元である三春町の名物「三角油あげ」でハンバーグを包み込み、カレー風味のミルクスープで煮込んだ一品です。この料理を携えて、橋本さんは、11月9日に宮城県仙台市で行われた東北大会に出場しました。



君の夢をカタチに！！
福島県立小野高等学校

福島県田村郡小野町大字小野新町字宿ノ後63
TEL 0247-72-3171 FAX 0247-72-6211
<http://www.ono-h.fks.ed.jp>

公立小野町地方総合病院からのお知らせ

当院では9月18日、小野中学校の2年生9人が職場体験学習を行いました。

病院の概要説明を受け、病棟やレントゲン室、リハビリ室、検査室、透析室などを見学し、それぞれの職種の仕事内容や医療機器の説明を受けました。

午後には各自白衣に身を包み、一般病棟と療養病棟に分かれ、車椅子に移乗し病棟をまわったり、シーツ交換や食事介助などを笑顔の中にも緊張した面持ちで行っていました。

参加した生徒からは実際に現場の看護師の話を聞いたり、ケアを行う中で「車椅子に乗って、患者さんと同じ目線になることができ良かった」「緊張したが、いろいろな経験ができたことで、患者さんとの関わりが大事だということを感じ、病院にお見舞いに行く時とは違う面を見れて楽しかった」という感想が聞かれました。

今回の体験学習を受けて、看護職に興味を持ち、将来の担い手になってもらえればと願っています。



見学の様子



車椅子で移乗中

～夜間救急外来診療のお知らせ～

平日の夜間救急外来診療を行っています。受診の前に電話(72-3181)にて症状をお伝えください。

受付時間：平日 午後5時から午後8時30分まで

地域包括支援センターからのお知らせ

9月の「世界アルツハイマー月間」にあわせ、文化の館の一角に認知症図書コーナーを設置しました。

研究書から漫画まで幅広く書籍を紹介し、認知症に関する理解を来館された方々に深めていただきました。

図書コーナーで紹介した認知症関連書籍は、小野町地域包括支援センターで貸し出しています。

●小野町地域包括支援センター

☎ 72-2128



コーナーの様子



認知症図書コーナー

■ 休日当番医

月	日	当番医	電話番号
11	17⑩	石川医院(三春町)	62-2630
	23㉟	のざわ内科クリニック(三春町)	61-1500
	24⑩	青山医院(田村市常葉町)	77-2015
12	1⑩	かみや内科クリニック(小野町)	72-3212
	8⑩	秋元医院(田村市船引町)	82-1514
	15⑩	春山医院(三春町)	62-3239

◆夜間診療所および休日当番医で受診する場合は必ず事前に電話確認のうえ受診してください。

◆詳しくは「ふくしま医療情報ネット」の「休日当番医をさがす」をご覧ください。
<http://www.ftmis.pref.fukushima.lg.jp/>

◆こども救急電話相談
 受付時間：午後7時から翌朝午前8時まで
 (年中無休)

☎ 024-521-3790 (一般ダイヤル回線)、
 # 8000 (短縮ダイヤル)

■田村地方夜間診療所の当番医

田村地方夜間診療所では、田村地方の医療機関が交替で診療しています。当番医については下表のとおりです。

【11月】

日	月	火	水	木	金	土
10	11	12	13	14	15	16
	西山医院	さいとう医院	たむら市民病院	のざわ内科 クリニック	南東北 滝根診療所	
17	18	19	20	21	22	23
	秋元医院	まつざき内科 胃腸科クリニック	清水医院	矢吹医院	三春病院	
24	25	26	27	28	29	30
	せんざき医院	橋本医院	島貫整形外科	さとう耳鼻咽喉科 クリニック	船引クリニック	

【12月】

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	まつえ整形外科	白岩医院	遠藤医院	雷クリニック	東部台こども クリニック	
8	9	10	11	12	13	14
	のざわ内科 クリニック	かとうの内科 クリニック	春山医院	石川医院	中央通り クリニックやない	
15	16	17	18	19	20	21
	石塚医院	青山医院	大久保 クリニック	南東北 滝根診療所	さいとう医院	

◆診療内容：内科、小児科疾患の一次救急です。 ◆受付時間：午後7時から午後9時30分まで

●田村地方夜間診療所（田村市船引町船引字源次郎 68-2（福祉の森公園地内）） ☎ 81-2233

■健康づくり

月	日	行事	時間	場所
11	16(土)	土曜フィットネス教室	10:00～11:30	町民体育館
	21(木)	精神保健デイケア	要予約 10:00～14:00	多目的研修 集会施設
		夜間ヘルスアップ運動教室	19:00～20:30	町民体育館
	28(木)	夜間ヘルスアップ運動教室	19:00～20:30	
	29(金)	ヘルスアップ運動教室	13:00～15:30	多目的研修 集会施設
12	3(火)	健康栄養教室	要予約 10:00～13:00	勤労青少年 ホーム
	5(木)	夜間ヘルスアップ運動教室	19:00～20:30	町民体育館
	6(金)	ヘルスアップ運動教室	13:00～15:30	多目的研修 集会施設
	7(土)	土曜フィットネス教室	10:00～11:30	町民体育館
	12(木)	精神保健デイケア	要予約 10:00～14:00	多目的研修 集会施設
		夜間ヘルスアップ運動教室	19:00～20:30	町民体育館
	13(金)	ヘルスアップ運動教室	13:00～15:30	多目的研修 集会施設
14(土)	土曜フィットネス教室	10:00～11:30	町民体育館	

■親子の教室

月	日	行事	時間	場所
11	18(月)	ママのリフレッシュ教室	受付 10:00～10:15	子育て支援課 キッズルーム
	20(水)	おやこの食育教室	受付・予約制 10:00～10:15	
12	11(水)	すくすく発達教室	要予約	
	13(金)	子どもの相談室		

■乳幼児健診

月	日	行事	時間	場所
11	27(水)	3～4カ月児・	受付 13:00～13:15	子育て支援課 キッズルーム
12	4(水)	9～10カ月児健診		
	6(金)	1歳6カ月児健診		

■その他

月	日	行事	時間	場所
11	18(月)	乳がん検診	要予約 9:00～10:00	勤労青少年 ホーム
	28(木)		13:00～14:00	
12	8(日)	住民総合健診	受付 7:30～9:00	多目的研修 集会施設

生活習慣病の予防は歯周病対策から

～知らないとコワイ！歯周病のこと～



歯周病菌はからだのさまざまな病気に影響しています。今回はメタボリックシンドロームと歯周病の関係性についてご紹介します。

○メタボリックシンドロームとは？

内臓脂肪型肥満に、高血糖、高血圧、脂質異常の2項目以上が該当する状態をいい、放っておくと動脈硬化が進み、脳卒中や狭心症・心筋梗塞などの心臓病の危険が高まります。

○メタボリックシンドロームの予防・解消は歯周病予防にあり！

食生活で歯周病予防を心がけると、メタボリックシンドロームの予防・解消につながる事が分かっています。

- ①間食を減らす
- ②しっかりよく噛んで食べる
一口30回を意識しましょう

間食を減らせば、食べかすが歯につく機会が減るので歯周病のリスクが低くなります。

またしっかり噛めば噛むほど唾液の分泌量が増えます。唾液は口の中の細菌を洗い流すので歯周病を防ぎます。

同時によく噛むことは、満腹中枢を刺激して食べすぎを防ぎ、間食を減らすことでメタボリックシンドロームの防止にも役立ちます。

歯周病も生活習慣病の一つです。歯周病の予防や早期発見のために、町が実施している歯科検診を積極的に受診しましょう！対象の方には通知を送付していますのでご確認ください。

☎健康福祉課 ☎72-6934

国民年金コーナー

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されました

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

◆納付した国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税および住民税の申告において社会保険料控除の対象として課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのはその年の1月から12月までに納付した保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

◆社会保険料控除を受けるには、納付したことを証明する書類の添付が必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には年末調整や確定申告を行うときに領収書など保険料を納付したことを証明する書類の添付が必要となります。

このため平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には納付額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されました。申告書などの提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

※令和元年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方へは翌年の2月上旬に送付されます。

◆ご家族の保険料を納付された場合も控除対象となります

ご自身の保険料だけではなく配偶者やお子さんなどご家族の国民年金保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の社会保険料控除対象となりますので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

<社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に関するお問い合わせ先>

○受付期限

令和2年3月16日(月)まで

○受付時間

《月曜日から金曜日まで》

午前8時30分から午後7時まで

《第2土曜日》

午前9時30分から午後4時まで

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日から令和2年1月3日まではご利用いただけません。

☎0570-003-004 (ナビダイヤル)

☎03-6630-2525 (050から始まる電話でかける場合)

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

風しんから自身と周りの人を守るために ワクチン接種をしましょう！

風しんの感染を拡大させる可能性があります

《対象者》

今年度は、1972(昭和47年)年4月2日から1979(昭和54年)年4月1日生まれの男性

《受診方法》

(1) お手元に届いているクーポン券により、健康診断の機会やお近くの医療機関に予約して抗体検査を受けましょう。

(2) 風しんへの抵抗力が無いこと(抗体なし)がわかった場合、予防接種を受けましょう。

※対象者は『風しんの抗体検査』および『予防接種』が原則無料となります。

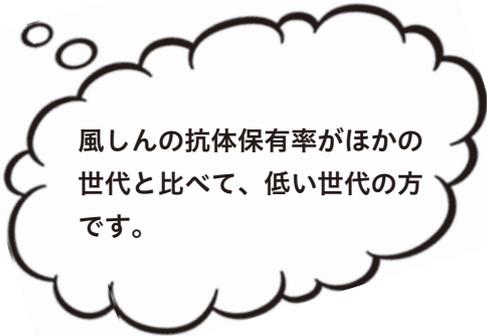
《実施期間》

令和2年3月31日(火)まで

《その他》

なおクーポン券が届いていない方や転入してきた方で対象の場合は、健康福祉課にご連絡ください。

子どもの頃に風しんに感染したかどうか記憶が曖昧な場合も抗体検査を受けましょう!!



風しんの抗体保有率がほかの世代と比べて、低い世代の方です。



よくある質問

Q. どうして風しんの追加的対策を実施しているのですか？

A. 風しんは、感染者の咳やくしゃみ、会話などの飛まつ(唾液のしぶき)などによって他の人にうつる、感染力が強い感染症です。

妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群(眼や耳、心臓に障害が出ること)になる可能性があります。

大人になってから感染すると無症状から軽症なことが多いですが、まれに重篤な合併症を併発することがあります。

また無症状でも電車や職場などの人が集まる場所で他の人に風しんをうつすことがあるので、感染を拡大させないためには、社会全体が免疫を持つことが重要です。

健康福祉課 (☎ 72-6934)



風しんの追加的対策の詳しい情報については、厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

風しんの追加的対策 検索

お知らせ information

車上荒らしに注意しまし
う

田村警察署管内で、駐車中の自動車の窓ガラスを壊して、車内のバッグ類を盗む車上荒らしが発生しています。犯人の主な手口は

- ① 集合住宅や従業員駐車場など、複数の車が駐車されている場所を狙う
- ② 窓ガラスを粉々に打ち破る
- ③ 外部から見えているところに置いてあるバッグ類を盗む

などの特徴があります。自動車のドアには必ず鍵をかけ、車内には貴重品などを置いたままにしないよう注意しましょう。

また不審な人物や車を目撃した際は、警察に連絡されるようお願いいたします。

田村警察署小野分庁舎
☎ 72-2121



労働力調査協力をお願い

総務省統計局が実施する労働力調査が、令和元年12月から令和2年3月まで実施されます。

この調査は、国民の就業および不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることをねらいとしています。町では、吉野辺地区の一部の世帯が対象となっています。

調査対象となる世帯に対して、調査期間中、統計調査員が調査書類を配布しますので、ご理解とご協力をお願いします。

企画政策課
☎ 72-6939

福島県最低賃金が10月1日から変わりました

「時間額 798円」

従来は時間額772円から26円引上げられ、10月1日から798円になりました。

この最低賃金は、県内で事業を営むすべての使用者と、その事業所で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイトなどを含む）に適用されます。

なお最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ・ 精皆勤、通勤、家族手当
- ・ 時間外、休日の割増賃金および深夜手当
- ・ 臨時に支払われる賃金、1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金

労働局労働基準部賃金室
☎ 024-536-4604

11月は「労働保険適用促進強化期間」です

事業主の皆さん、労働保険の加入手続きはお済みですか。

正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態に関わらず、一人でも労働者を雇っている

事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

詳しくは、福島労働局または最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所へご相談ください。

福島県労働局総務部労働保険徴収室
☎ 024-536-4607

法定相続情報証明制度が便利でお得です

全国の登記所（法務局）で法定相続人が誰であるかを登記官が証明する「法定相続情報証明制度」を取り扱っています。

この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（相続手続きが必要となる書類は各機関で異なりますので、提出先となる各機関にお問い合わせください。）

手数料も無料で複数ある相続手続きが同時に進められるなど、とても便利でお得な制度ですので、ぜひご利用ください。発行に必要な書類など、詳しくは法務局ウェブサイト

または左記までお問い合わせください。

福島県地方税務局郡山支局
☎ 024-962-4505

個人事業税（第2期分）の納期のお知らせ

個人事業税とは、事業を営んでいる個人に課税されている県の税金です。

今年度の第2期分の納期限は12月2日①です。県中地方振興局県税部から送付される納付書により、納期限までに最寄りの金融機関で納めてください。

また預金口座から振替納税をする方法もありますので、ご利用ください。新たに口座振替を申し込まれた場合は、来年度からの取り扱いとなります。

県中地方振興局県税部
県税第一課 事業税チーム
☎ 024-935-1251

「人権週間」は12月4日(水)から12月10日(火)まで

法務省人権擁護局および全
国人権擁護委員連合会では、
12月10日(世界人権宣言採択
日)の「人権デー」を最終日と
する1週間を「人権週間」と定
め、この日を中心として、積
極的な啓発活動を実施するこ
とを申し合わせています。

そこで、福島地方法務局お
よび福島県人権擁護委員連合
会では、12月4日から10日ま
でを「第71回人権週間」とし、
当該週間を中心に積極的な啓
発活動および相談活動を行
います。

また人権週間に限らず電話
相談を実施しています。相談
には人権擁護委員および法務
局職員が対応します。

お気軽にご相談ください。

【みんなの人権110番】

☎0570-0003-1110

【子どもの人権110番】

☎0120-0007-1110

【女性の人権ホットライン】

☎0570-0070-810

●相談時間

平日…午前8時30分から
午後5時15分まで(年末年始
除く)



「交通事故防止」PM4
(ピーエム・フォー)ライト
オン運動を実施します！

秋口から冬季にかけては、
日没時間が早まるため交通事
故が増加し、特に午後4時か
ら午後7時の時間帯は、横断
歩行者や自転車利用者などが
被害者となる重大事故が多発
する傾向があります。これか
らの時期の交通事故防止対策
として、「ドライバーに対し」午
後4時を目安としたライトの
早め点灯「および」原則上向き
ライトとこまめな上下切り替
えによる安全運転を促すな
ど、交通事故防止を図ること
を目的としています。

○期間

令和2年2月29日(土)まで

○運動の重点

- ①午後4時を目安とした早め
のライト点灯
- ②原則上向きライトとこまめ
な上下切り替え
- ③歩行者などは夜行反射材用
品・懐中電灯などの活用

国の教育ローン

日本政策金融公庫国民生活
事業では、高校や短大、大学
などに入学・在学中に必要な
資金の貸し付けをしていま
す。

入学金や授業料のほか、受
験時の交通費や宿泊費、在学
中の通学費などにも利用でき
ます。

詳しくは左記までお問い合わせ
ください。

☎教育ローンコールセンター

☎0570-0008-656

☎03-5321-8656

自衛官など採用試験のお知らせ

防衛省自衛隊では、下記のとおり自衛官などを募集します。

募集種目		資格	受付期間 (締切日必着)	試験期日
陸上自衛隊 高等工科学 校生徒	推薦	男子で中卒(見込み含む)17歳未満の 成績優秀かつ生徒会活動などに顕著な 実績を修め、学校長が推薦できる方	11月29日(金)まで	令和2年1月5日(日)・6日(月) ※どちらか1日を指定されます。
	一般	男子で中卒(見込み含む) 17歳未満の方	令和2年1月6日(月) まで	1次 令和2年1月18日(土)
自衛官 候補生	男子 女子	18歳以上33歳未満の方	年間を通して 受け付けています	受付時にお知らせします。

※試験期日などは、いずれも予定です。

詳細については、お気軽にお問い合わせください。

☎自衛隊福島地方協力本部 郡山地域事務所 ☎024-932-1424

国民健康保険からのお知らせ

～接骨院・整骨院のかかり方～



接骨院や整骨院は、国家資格を持つ柔道整復師が施術を行う施設です。医療機関ではありませんので、健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。

施術を受けた後に健康保険の適用が認められない場合は、全額自己負担となります。

●健康保険が使える場合(保険証が使えるもの)

急性または亜急性(急性に次ぐ)の外傷性の負傷の場合など

- ①打撲 ②捻挫 ③挫傷(肉離れなど)
- ④骨折、脱臼の応急手当て

※応急手当て以外は、医師の同意が必要となります。

●接骨院・整骨院にかかる際の注意点

①負傷部位を正確に伝えてください

どのような原因で負傷したかを柔道整復師に正確に伝えてください。外傷性の負傷でない場合や負傷原因が労働災害や通勤災害の場合は、健康保険は使えません。

②病院での治療と重複はできません

同一の負傷について同時期に整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受けた場合は、原則として柔道整復師の治療費は全額自己負担となります。

③施術が長期にわたる場合は、医師の判断を受けましょう。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、柔道整復師に相談し、医師の判断を受けましょう。

●健康保険が使えない場合(保険証が使えないもの)

- 内科的原因によるものや慢性的な症状の場合など
- ・疲労性、慢性的な要因の肩こりや筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善が見られない長期の施術
- ・保険医療機関(病院、診療所)で治療中の負傷
- ・労災保険が適用となる工作中や通勤途上の負傷

④療養費支給申請書の内容を確認してから、委任欄に署名しましょう

療養費支給申請書は、被保険者が柔道整復師に健康保険への請求を委任するものです。負傷原因、負傷名、日数、金額を確認し、必ずご自身で署名または捺印しましょう。

⑤領収書は必ずもらいましょう

「領収書」は医療費控除を受ける際や高額療養費支給申請の際に必要です。医療機関から必ず受け取り、大切に保管しましょう。

※施術日や施術内容について、照会させていただく場合があります。柔道整復師にかかったときは、負傷部位、施術内容、施術年月日の記録、領収書などを保管し、照会がありましたら、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。

【医療費の適正化にご協力をお願いします】

問 町民生活課 ☎72-6933

交流自治体イベント情報(11・12月)

自治体	イベントなど
埴町	第30回 埴町産業祭(11/23)
茨城県笠間市	第112回 笠間の菊まつり(11/24まで) 没後80年 山下りん展 - 笠間が生んだ日本最初の女流聖像画家 - (11/24まで)
東京都荒川区	企画展「あらかわと太田道灌」(12/1まで) 企画展 吉村昭「海も暮れきる」- 俳人、尾崎放哉を見つめて - (12/18まで)

・このコーナーでは、町民の皆さんに町が事業の連携や災害時の相互応援などで交流を継続的に行っている自治体(田村市、三春町を除く)を身近に感じていただくため、主なイベント情報などを掲載しています。詳しくは、各自治体にお問い合わせください。

・掲載後に日程などが変更される場合もありますので、お出掛けされる場合は、事前に各自治体にお問い合わせください。

・主なるイベントなどが予定されていない自治体は、掲載しない場合もあります。

問 企画政策課 ☎72-6939

❖お誕生おめでとう❖

氏名	父	母	行政区
永林 悠翔(はると)	正博	美波	仲町
渡邊 太翔(たいが)	優太	裕美	仲町
亀田 鈴(すず)	理	陽子	平館

(9月届出分)

❖おくやみ申し上げます❖

氏名	年齢	行政区
大 樂 リン	91	大 八 (7月届出分)
秋 元 敏	82	横 町
先 崎 利和	82	荒 町
吉 田 マサ子	95	荒 町
郡 司 春男	88	谷津作
國 分 サク	98	飯豊下
宗 像 博一	67	吉野辺
藤 井 正子	81	浮 金
富 田 吉夫	83	浮 金
吉 田 ノブ	96	小野山神
吉 田 丈俊	91	夏 井

(9月届出分)

※この欄は、届出の際に同意を得た方を記載しています。

💧 上水道水質検査結果

9月に実施した水道水の水質検査の結果は、次のとおりです。

試験項目	水質基準	試験結果
一般細菌	100CFU/ml以下	0CFU/ml
大腸菌	検出されないこと	検出せず
塩化物イオン	200mg/l以下	7.8mg/l
有機物(TOC)	3mg/l以下	0.8mg/l
PH値	5.8~8.6	7.2
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	1度未満
濁度	2度以下	0.1度未満

📞地域整備課 ☎72-6936



食品などの放射能測定結果

町で実施している非破壊式測定器による検査結果をお知らせします。

【非破壊式測定器による測定結果】

■基準値を超えたものの内訳

月	検体数	検体名	測定結果(Bq/kg)
9	0	—	—

※測定結果の数字はCs134およびCs137の合計値です

■基準値未滿または検出限界値以下のもの

月	検体数	検体名
9	17	水道水
	3	井戸水
	1	タマネギ

※測定結果の数字はCs134およびCs137の合計値です

- ◎食品中の放射性物質(セシウム)の基準値
 飲料水…10Bq/kg 牛乳・乳幼児食品…50Bq/kg
 一般食品…100Bq/kg

【検査を希望される方へのお願い】

- ①土やゴミなどの汚れをきれいに洗い流し、すぐに調理できる状態で持参してください。
 - ②検体は1kgを持参してください。
- ※量が少ないと正確な数値が出ない場合があります。

📞健康福祉課 ☎72-6934

■町の人口・世帯数()内は前月比 令和元年10月1日現在

人口	男	4,794人(△4人)
	女	4,935人(1人)
	計	9,729人(△3人)
世帯数		3,469世帯(18世帯)

福島県現住人口調査結果から

◆町税等納期のご案内◆

◎ 納期限：12月2日(月)

国民健康保険税 5期

介護保険料 4期

後期高齢者医療保険料 4期

※口座振替の方は、納期限の前日までに口座残高の確認をお願いします。

※国民健康保険税は、コンビニエンスストアでも納付できます。ただし納付書1枚の金額が30万円を超えたり、納期限後30日を経過した納付書は、コンビニエンスストアでは使用できません。

※口座振替は、指定の口座から納期限日に自動的に振り替えて納付できる便利な制度ですので、ぜひご利用ください。なお利用するためには申し込みが必要です。



令和2年度 幼稚園・保育園入園児募集！

令和2年度（令和2年4月入園）の幼稚園および保育園の入園児童を募集します。

入園を希望される方は、期間内に忘れずに申し込みをお願いします。手続きが遅れると、4月から入園できない場合がありますのでご注意ください。

申し込み方法や募集人数などの詳細については、11月の行政区回覧や町公式ウェブサイトでお知らせします。

◆募集期間 12月2日(日)から12月20日(金)まで

◆募集施設 下表のとおり

施設名		所在地・電話番号	募集対象(令和2年4月1日時点の年齢)
幼稚園	小野わかば幼稚園	小野新町字万景上8 ☎72-2629	満4歳以上の小学校就学前の幼児
保育園	中央さくら保育園	小野新町字万景上8 ☎72-3269	保育を必要とする事由のある 生後6カ月以上の小学校就学前の乳幼児
	夏井おおすぎ保育園	夏井字町屋43-5 ☎72-2760	保育を必要とする事由のある 満1歳以上の小学校就学前の幼児
	飯豊ひまわり保育園	飯豊字寺下51 ☎73-2724	保育を必要とする事由のある 満1歳以上の小学校就学前の幼児

※浮金つつじ児童園は令和2年度は休園となります。

■保育を必要とする事由(保育園の利用には次のいずれかに該当する必要があります)

家庭外労働(フルタイムのほか、パートタイム、夜間就労などすべて)	児童の親が家庭の外で仕事をしているため、児童の保育を必要とする場合(1月64時間以上の就労)
家庭内労働	児童の親が家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしているため、児童の保育を必要とする場合(1月64時間以上の就労)
母親の出産など	妊娠中や出産前後の間、児童の保育を必要とする場合(産前8週から産後3カ月まで)
保護者の疾病・障がい	児童の親が病気、負傷、心身に障がいがあるために、児童の保育を必要とする場合
同居または長期入院などをしている親族の介護・看護	同居または長期入院・入所している親族の常時の介護・看護にあたっているために、児童の保育を必要とする場合
災害復旧	火災、風水害、地震などの天災があり、その家屋を失ったり破損したため、その復旧の間、児童の保育を必要とする場合
求職活動(起業準備を含む)	児童の親が日中求職活動をしているため、児童の保育を必要とする場合
就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)	児童の親が就学や技能習得・職業訓練をしているため、児童の保育を必要とする場合
虐待やDVの恐れがあること	虐待やDVの恐れがあるため、児童が保育園などでの保育を必要とする場合
育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもの継続利用が必要な場合	育児休業時にすでに保育園などを利用している児童が、継続して保育の利用を必要とする場合
その他	その他、上記と同様な状態にある場合

☎各施設または子育て支援課 ☎72-2212



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証された適切に管理された森からの木材を含んだ用紙で印刷されています。